

職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月二日

広島県人事委員会

委員長 舩 木 孝 和

広島県人事委員会規則第一号

職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則

職務の級の分類に関する規則（平成二十八年広島県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第一（第二条関係） 一 行政職給料表 イ一八（略） 二 警察			
七級 （略）	七級 （略）	七級 （略）	七級 （略）
基準となる職務	基準となる職務	基準となる職務	基準となる職務
1 警察本部の課長の職務	1 警察本部の課長の職務	1 警察本部の課長の職務	1 警察本部の課長の職務
2 警察署の長の職務	2 警察署の長の職務	2 警察署の長の職務	2 警察署の長の職務
3 警察本部の部主管課の次席の職務	3 警察本部の部主管課の次席の職務	3 警察本部の部主管課の次席の職務	3 警察本部の部主管課の次席の職務
4 警察署の次長の職務	4 警察署の次長の職務	4 警察署の次長の職務	4 警察署の次長の職務
5 特に困難な業務を行う課長補佐の職務	5 特に困難な業務を行う課長補佐の職務	5 特に困難な業務を行う課長補佐の職務	5 特に困難な業務を行う課長補佐の職務
6 警察署の特別に困難な業務を行う課長の職務	6 警察署の特別に困難な業務を行う課長の職務	6 警察署の特別に困難な業務を行う課長の職務	6 警察署の特別に困難な業務を行う課長の職務
機関	警察本部	機関	警察本部
職務	一―十五 （略） 十六 保安 総合対策 室長 十七・十八 （略） 十九 人身 安全対策 支援室長 二十―四十 （略）	職務	一―十三 （略） 四―十三 （略） 一―十四 （略） 四 総務事 務センター 所長 五―十四 （略）
別表第一（第二条関係） 一 行政職給料表 イ一八（略） 二 警察			
五級 （略）	五級 （略）	五級 （略）	五級 （略）
1 本庁の課長の職務	1 本庁の課長の職務	1 本庁の課長の職務	1 本庁の課長の職務
2 地方機関の長の職務	2 地方機関の長の職務	2 地方機関の長の職務	2 地方機関の長の職務
3 規模の大きい地方機関の次長の職務	3 規模の大きい地方機関の次長の職務	3 規模の大きい地方機関の次長の職務	3 規模の大きい地方機関の次長の職務
機関	警察本部	機関	警察本部
職務	一―十三 （略） 四―十三 （略）	職務	一―十三 （略） 四 総務事 務センター 所長 五―十四 （略） 會計監査官
別表第一（第二条関係） 一 行政職給料表 イ一八（略） 二 警察			
七級 （略）	七級 （略）	七級 （略）	七級 （略）
基準となる職務	基準となる職務	基準となる職務	基準となる職務
1 警察本部の課長の職務	1 警察本部の課長の職務	1 警察本部の課長の職務	1 警察本部の課長の職務
2 警察署の長の職務	2 警察署の長の職務	2 警察署の長の職務	2 警察署の長の職務
3 警察本部の部主管課の次席の職務	3 警察本部の部主管課の次席の職務	3 警察本部の部主管課の次席の職務	3 警察本部の部主管課の次席の職務
4 警察署の次長の職務	4 警察署の次長の職務	4 警察署の次長の職務	4 警察署の次長の職務
5 特に困難な業務を行う課長補佐の職務	5 特に困難な業務を行う課長補佐の職務	5 特に困難な業務を行う課長補佐の職務	5 特に困難な業務を行う課長補佐の職務
6 警察署の特別に困難な業務を行う課長の職務	6 警察署の特別に困難な業務を行う課長の職務	6 警察署の特別に困難な業務を行う課長の職務	6 警察署の特別に困難な業務を行う課長の職務
機関	警察本部	機関	警察本部
職務	一―十五 （略） 十六 許可 等事務担 当室長 十七・十八 （略）	職務	一―十三 （略） 四 総務事 務センター 所長 五―十四 （略） 會計監査官

三十九	(略)	(略)	(略)	(略)
三十九	(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この人事委員会規則は令和八年四月一日から施行する。